

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（362））
2. 日時：令和2年10月22日 16時00分～18時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、
日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木） 他11名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、9月28日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止 比較表について】

- 津波監視カメラについて、可視範囲及び設備構成を整理して説明すること。
- 発電所港湾内に停泊する貨物船について、船舶規模（総トン数等）を特定し、海域活断層を波源とする津波に対して係留可能である根拠を説明すること。なお、貨物船の船舶規模を特定できない場合は、係留可能な燃料等輸送船（総トン数5000ト）を上回る船舶規模を想定し、対応方針を説明すること。

- (3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし